

2. 河川整備計画の目標に関する事項

2.1 計画対象区間及び計画対象期間

- 河川整備計画対象区間は、広島県知事管理区間とします。
- 河川整備計画対象期間は、概ね20年とします。

2.2 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

災害の発生の防止又は軽減に関しては、既往最大規模となった平成11年6月29日洪水相当の流量について、河川からの越水による家屋浸水被害が生じないよう河川改修を行います。また、越水以外の原因により家屋浸水被害が生じた地域についても、関係機関と協力し、その被害軽減に努めます。

さらに、想定される規模を超える洪水が発生した際の被害を最小限に抑えるため、防災情報システムの有効活用や河川防災ステーションの設置など、関係機関や沿川住民との連携による、情報伝達、警戒避難体制等の強化に努めるとともに、既存の二級ダムを活用した洪水調節についても検討を行います。

2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の正常な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、今後、ため池などの利用実態を考慮した上で農業取水の適正化を図り、流況の改善を進めるとともに、渇水時には関連情報を収集し、状況把握や河川流量等に関する情報提供を行うなど円滑な渇水調整に努めます。

また、二級ダム下流の減水区間を解消するため、関係機関等と調整を行い、二級峡にふさわしい流量について検討を行います。

2.4 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、貴重な魚類であるスナヤツメ、メダカなど動植物の生息・生育環境の保全に努めるほか、河川環境に関する現状と課題について地域住民に広報し、河川に興味を持ち住民が河川に親しみを感じるような川づくりを進めることや、河川愛護の啓発・促進を図ります。また、二級峡など黒瀬川が有する良好な景勝地などについては、その美しい景観資源を活かし、多くの人々が訪れるような魅力のある空間の形成を図るほか、河川改修を行う際には、必要に応じて関係部局と協議しながら、河川毎、地域毎の特性に配慮した河川環境の整備を図ります。特に、動植物の生息・生育場となっている河床部の澁筋や瀬、淵等の復元を図るとともに、上下流の連続性を確保するなど、河道及び周辺の自然環境に十分配慮します。